

山梨県障害者幸住条例改正検討委員会 委員意見等のまとめ

委とあるのは、委員からの意見等

1 改正後の条例が目指すもの

この条例は、すべての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（共生社会）の実現を目指すものである。

心のバリアフリーの推進 委
建物等のバリアフリーの推進 委
障害を理由とする差別の解消

2 条例の役割・位置付け

（１）条例の役割

共生社会の実現に向けて、次の事項について具体的な指針となることが求められている。

すべての県民が障害に対する正しい理解や認識を持つこと
共生社会の実現に向けた具体的な施策を提示すること
障害者に対する差別の禁止事項等について具体的に示すこと

（２）条例の位置付け

障害者基本法や障害者差別解消法など国の法令と条例の位置付けについて整理する必要がある。

差別解消に関する法律があるなかで、山梨県で条例を改正する理由 委
ソーシャルインクルージョンの実現を目指す条例 委
横出しや上乗せで山梨の現状にあった条例 委

3 条例の概要

（１）条例全体の考え方

この条例は、障害者に対して障害を理由とする差別や日常生活を送る上で支障となる様々な障壁がある現状を踏まえ、改正後の条例が目指す共生社会の実現に向けて、この現状を解消するための基本的な考え方を示し、具体的な取組を進めるために制定するものである。

(2) 障害者の福祉の推進

障害者の自立と社会参加を促進するための施策について、重点的に取り組むべき事項について内容等を見直した上で規定する必要がある。

啓発及び交流

障害や障害者に関する理解不足の解消

障害者の権利を守る制度の周知 委

医療

障害者の心身の状況に応じた適切な医療の提供

インフォームドコンセントの重要性 委

各種検診等による早期発見、早期治療の促進

教育

インクルーシブ教育の推進

障害者である児童等及び障害者でない児童等の交流及び共同学習の推進

山梨の特色としての福祉教育の推進 委

雇用及び就労

職業選択の自由の尊重、多様な就業の機会の確保

継続就業のための取組

障害者の法定雇用率の遵守 委

障害福祉サービスの充実

障害者が地域で安心して生活することができる環境

障害者本人等の意向や望む暮らしの最大の限尊重 委

必要十分なサービス量の保障 委

公共交通機関の利用

公共交通機関等を安全に安心して利用できる環境

利用料金の補助 委

駐車場の円滑な利用の促進 委

文化芸術活動

障害者の生きがいとしての文化芸術活動

障害者と障害者でない者の交流の場としての文化芸術活動

円滑な意思疎通の確保

障害の特性等に基づくコミュニケーション手段の選択と利用の確保

障害者自身が望むコミュニケーション手段による情報の取得等
聴覚障害者が必要な時に手話通訳が利用できる環境 委

防災

障害者が地域において安全安心に生活できる環境
災害時の情報提供と市町村への支援 委
災害時支援マニュアルとの整合 委

(3) 福祉のまちづくり

他法令との整合を図りながら、バリアフリーを効果的に進めるため、規定の整備を図ることが必要である。

アンケート調査等から福祉のまちづくりは継続が必要 委
国際基準・JIS規格などの参酌 委

(4) 障害を理由とした差別の解消

障害や障害者への理解不足等により、障害者が障害を理由とした差別を受けたり、障害や個性に応じた合理的配慮がなされないなど、生活の様々な場面で暮らしにくさを感じている現状を踏まえ、差別解消に関する事項を条例に具体的に示すことは、共生社会の実現のためにも必要である。

障害者が分かりやすく気軽に相談できる体制 委
身障相談員等だけでなく基幹相談センターなどの機関との連携 委
紛争解決ができる組織、知事に勧告等を求めることができる組織 委

(5) その他の事項

条例実効性確保のための検証機関の設置 委
見直し条項（3年後に見直すなど）を設置 委

4 条例の効果

(1) 改正条例施行後に見込まれる変化

社会全般で、障害者の障害を「心身のハンディキャップが要因（医学モデル）」とする考えから「その人を取り巻く社会環境が要因（社会モデル）」の考えへの移行

(2) 期待する動き

県民が障害について理解を深めようとする動き
障害者と障害者でない者が共に社会参加を推進する動き
県民が社会的障壁を除去しようとする動き